

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長（八王子市）の意見の内訳は、表1に示すとおりであり、都民からの意見書の提出はなかった。

事業段階関係市長（八王子市）の意見の内容及び事業者の見解は、表2に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0件
事業段階関係市長（八王子市）の意見	1件
合計	1件

表2 事業段階関係市長（八王子市）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	全般的事項	
	今後、事業の進捗に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、新たに予測事項について検討し、対策が必要な場合には環境保全のための措置を講じられたい。	今後、実施する工事の施行中及び工事の完了後における事後調査等を通じて、事業に起因して、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合は、予測事項等の検討を行い、必要に応じて環境保全措置を講じるなど、環境への影響の低減に努めます。
項目	個別的事項	
	駐車場の供用に伴う騒音、振動、大気汚染等については、十分な対策を講じることにより、東京都環境確保条例の規制基準を遵守すること。	工事の完了後における駐車場の供用に伴う騒音、振動、大気汚染等については、評価書案に記載した各種の環境保全措置を徹底するほか、環境保全に対する十分な対策を講じ、東京都環境確保条例の規制基準等を満足するようにいたします。